

飯島賢二の『恐縮ですが…一言コラム』

第 256 回 コンビニ納税！現状報告

2008. 5. 4

東京都が「東京都コンビニ納税白書」を発行したことを発表した。地方税のコンビニ納税は 2003 年度の税制改正で可能になり、東京都では全国に先駆けて 2004 年 4 月より自動車税のコンビニ納税をスタートさせている。白書によると、都税のコンビニ納税ができる都内のコンビニ店舗は 17 チェーン、5580 店舗。コンビニ納税開始直後の 6 チェーンから 11 チェーン増加し、都内のコンビニのほぼ全てで納税できるようになった。都税の収納手段全体に占めるコンビニ納税の割合は 20.7%（コンビニ納税対象税目のみ）で、特に自動車税については金額ベースで 30.9%をコンビニ納税が占めている。そもそも、コンビニ納税は若者の生活行動の変化などに合わせた納税者サービスの一環として導入されたものだが、コンビニ納税の利用時間別の内訳を見ると、金融機関の窓口が利用可能な時間帯（9 時～3 時）とそれ以外の時間帯の利用者がおよそ半々になっている。24 時間営業というコンビニの利便性により、出勤前、退社後や休日に納税するといったスタイルが普及しつつあるようで、そういう意味ではコンビニ納税の導入成果は十分に現れているといっても良いかもしれない。なお、総務省の調べによると、2007 年 7 月 1 日現在で 32 都道府県、167 区市町村がコンビニ納税を導入しており、平成 20 年度から導入する自治体も多いようだ。

国税に関してみると、国税も 2008 年 1 月 21 日より納付金額が 30 万円以内の所得税の予定納税や各種加算税などのコンビニ納税が可能になっているほか、申告所得税などについても確定申告書提出時に税務署からコンビニ納付書を貰えばコンビニで納付することができるようになっている。国税審議会に提出された資料「国税のコンビニ納付とインターネット公売」によると、国税のコンビニ納付が開始されてから 1 ヶ月間（平成 20 年 1 月 21 日～平成 20 年 2 月 20 日）の利用件数が約 3 万件だったことが明らかになっている。コンビニで国税を納付するためにはバーコード付納付書が必要だが、①確定税額を期間前に通知する場合（所得税の予定納税など）、②督促・催促を行う場合、③賦課課税方式による場合（各種加算税）については、納付金額が 30 万円以下の場合、税務署から送られてくる納付書がバーコード付納付書になっている。それ以外の場合は、確定した税額について納税者が税務署等にバーコード付納付書の発行を依頼することになる。たとえば、所得税確定申告を行った際、税務署の窓口申し出れば、コンビニ納付用のバーコード付納付書をもらえることになっている。

（以下国税納付可能なコンビニリスト）

… am/pm、エブリワン、くらしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スリーエイト、スリーエフ、セーブオン、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、HOT SPAR、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン

（I K G ホームページ・飯島賢二税理士事務所「注目記事」より）